

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症（変異株）のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。

国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株（VOC）」と「注目すべき変異株（VOI）」に分類※1している。

1. 懸念される変異株（Variant of Concern : VOC）

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果を弱めるなど性質が変化した可能性のある株

- B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）※2
- B.1.351系統の変異株（ベータ株）
- P.1系統の変異株（ガンマ株）
- P.3系統の変異株（シータ株）
- B.1.617系統の変異株（デルタ株等）

2. 注目すべき変異株（Variant of Interest : VOI）

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに影響を与える可能性が示唆される株

- R.1（E484Kがある変異株）※海外から移入したとみられるが起源不明
- B.1.427/B.1.429系統の変異株（イプシロン株）

※1 国立感染症研究所では、WHOと同様に、変異株をVOCとVOIに分類している。国内での検出状況等を加味することから、分類は各国によって異なる。

※2 変異株の呼称はWHOの呼称による。括弧内の系統名は、新型コロナウイルスに関して用いられている分類方法であるPangolinによる分子系統 IDによる分類系統名¹

新型コロナウイルスの懸念される変異株（VOC）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン 効果 (従来株比)
B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	2020年9月 英国	N501Y	1.32倍と推定※ (5～7割程度 高い可能性)	1.4倍 (40-64歳 1.66倍) と推定※ (入院・死亡リスクが 高い可能性)	効果に影響がある 証拠なし
B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	N501Y E484K	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	効果を弱める 可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	N501Y E484K	1.4-2.2倍高い 可能性	重篤度に影響がある 証拠なし	効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染 事例の報告あり
P.3系統の変異株 (シータ株)	2021年1月 フィリピン	N501Y E484K	高い可能性	重篤度に影響がある 証拠なし	効果を弱める可能性
B.1.617系統の 変異株 (デルタ株等)	2020年10月 インド	L452R (E484Q)	高い可能性	重篤度に影響 がある証拠なし	ワクチンと抗体医薬の 効果を弱める可能性

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。
※変異株の括弧内の系統名は、新型コロナウイルスに関して用いられている分類方法であるPangolinによる分子系統 IDによる分類系統名。

新型コロナウイルスの注目すべき変異株（VOI）

	最初の 検出	主な 変異	概要
R.1系統の変異株 (E484Kがある変異株)	-	E484K	<ul style="list-style-type: none"> 国内で海外から移入したとみられるが起源不明 感染性に影響を与える可能性がある変異は認められない 現在日本で使用されているワクチンの効果を完全に無効化するものとは考えにくい 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
B.1.427/B.1.429 系統の変異株 (イプシロン株)	2020年5月 米国	L452R	<ul style="list-style-type: none"> 2割程度の感染性の増加と治療薬（抗体医薬）の効果への影響が示唆されている 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握

(参考) 感染症発生動向調査 (IDWR) (国立感染症研究所 5/28公表)

- ◆国内におけるSARS-CoV-2のゲノム解析 累積:41,698 (5/23時点) (+2,525) 括弧内は5/16時点比
- ◆国立感染症研究所等における全ゲノム解析により確認されたVOC, VOI (系統のみを特定できたものも含む) (5/24時点) 括弧内は5/17時点比

B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株) :国内11,235例 (+2,509例)、検疫291例 (+0例)

B.1.351系統の変異株 (ベータ株) :国内26例 (+2例)、検疫70例 (+4例)

P.1系統の変異株 (ガンマ株) :国内87例 (+9例)、検疫20例 (+0例)

P.3系統の変異株 (シータ株) :国内0例、検疫7例 (+1例)

B.1.617系統の変異株 (デルタ株等) :国内45例 (+34例)、検疫190例 (+30例)

R.1系統の変異株 (E484Kがある変異株) :国内5,764例 (+511例)、検疫5例 (+0例)

B.1.427/B.1.429系統の変異株 (イプシロン株) :国内2例 (+0例)、検疫25例 (+0例)

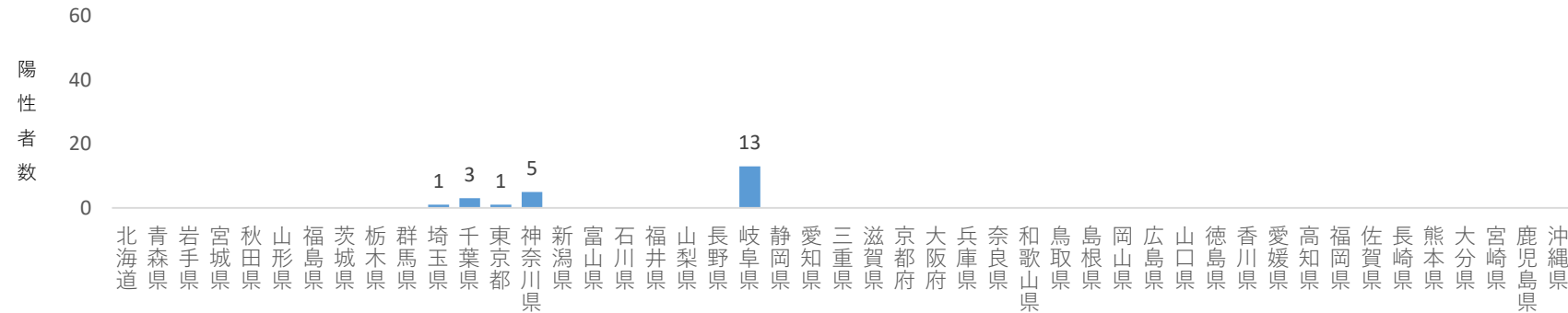
※変異株の括弧内の系統名は、新型コロナウイルスに関して用いられている分類方法であるPangolinによる分子系統 IDによる分類系統名。

(出典) 国立感染症研究所、WHO

都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析) (HER-SYS)

2021/5/31時点
括弧内は5/24時点との比較

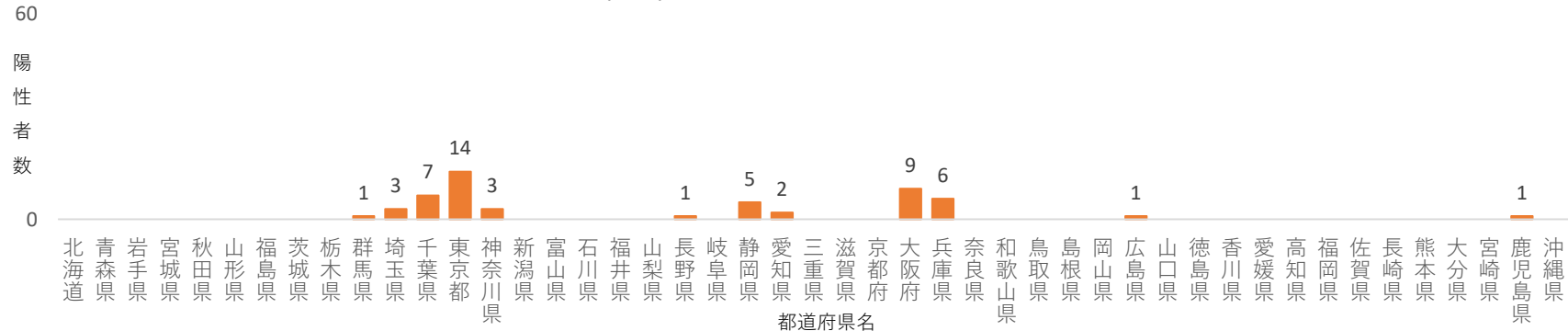
B.1.351系統の変異株 (ベータ株) n=23 (+2)



P.1系統の変異株 (ガンマ株) n=79 (+11)



B.1.617系統の変異株 (デルタ株等) n=53 (+24)



※ 5月31日までにHER-SYSで把握した累計を計上しており、自治体で公表された数字とは異なる可能性がある。また、ゲノム解析の国内事例数には、自治体等（地方衛生研究所・大学等）でゲノム確定した数が含まれる。公表後にHER-SYS上で事例削除・変更等された事例があることから、先週との事例数の差分については、負の数となっている場合がある。

N501Y変異株スクリーニング検査の実施状況 (5/17-5/23) 速報値

2021/6/1時点

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①		都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
1	北海道	4,180	1,982	1,780	90	25	滋賀県	286	116	98	84
2	青森県	206	96	20	21	26	京都府	736	317	269	85
3	岩手県	120	26	11	42	27	大阪府	2,964	1,061	905	85
4	宮城県	176	62	54	87	28	兵庫県	1,322	499	407	82
5	秋田県	53	51	9	18	29	奈良県	300	202	183	91
6	山形県	167	33	27	82	30	和歌山県	80	111	94	85
7	福島県	201	116	83	72	31	鳥取県	19	19	19	100
8	茨城県	387	252	159	63	32	島根県	65	51	50	98
9	栃木県	236	203	155	76	33	岡山県	794	562	486	86
10	群馬県	379	220	145	66	34	広島県	1,375	451	392	87
11	埼玉県	1,269	816	634	78	35	山口県	313	211	202	96
12	千葉県	841	334	264	79	36	徳島県	47	29	28	97
13	東京都	4,546	2,376	1,994	84	37	香川県	132	93	84	90
14	神奈川県	1,886	757	609	80	38	愛媛県	47	45	32	71
15	新潟県	198	139	119	86	39	高知県	116	53	51	96
16	富山県	230	136	110	81	40	福岡県	2,486	1,109	1,003	90
17	石川県	239	147	121	82	41	佐賀県	185	16	14	88
18	福井県	32	45	44	98	42	長崎県	98	88	77	88
19	山梨県	72	40	36	90	43	熊本県	536	118	102	86
20	長野県	270	225	187	83	44	大分県	276	10	4	40
21	岐阜県	683	139	111	80	45	宮崎県	158	30	27	90
22	静岡県	470	307	277	90	46	鹿児島県	260	249	213	86
23	愛知県	3,844	1,569	1,389	89	47	沖縄県	1,222	188	162	86
24	三重県	246	174	155	89		全国	34,748	15,873	13,395	84%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体や判定不能であった実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。※4 自治体と民間検査機関（国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの）を合算して算出。

N501Y変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）速報値

2021/6/1時点

5/17— 5/23	新規 陽性者数	合計（①+②）		① 自治体			② 民間検査機関		
		実施率	陽性率	実施 件数	陽性 者数	陽性率	実施 件数	陽性 者数	陽性率
北海道	4,180	47 %	90 %	427	358	84%	1,555	1,422	91%
東京都	4,546	52 %	84 %	92	71	77%	2,284	1,923	84%
愛知県	3,844	41 %	89 %	849	758	89%	720	631	88%
京都府	736	43 %	85 %	179	156	87%	138	113	82%
大阪府	2,964	36 %	85 %	476	422	89%	585	483	83%
兵庫県	1,322	38 %	82 %	314	260	83%	185	147	79%
岡山県	794	71 %	86 %	75	69	92%	487	417	86%
広島県	1,375	33 %	87 %	420	368	88%	31	24	77%
福岡県	2,486	45 %	90 %	387	344	89%	722	659	91%
沖縄県	1,222	15 %	86 %	56	45	80%	132	117	89%
全国	34,748	46 %	84 %	6,594	5,632	85%	9,279	7,763	84%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体や判定不能であった実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。※4 自治体と民間検査機関（国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの）を合算して算出。

N501Y変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）時系列

	4/19—4/25		4/26—5/2		5/3—5/9		5/10—5/16	
	実施率	陽性率	実施率	陽性率	実施率	陽性率	実施率	陽性率
北海道	75%	75%	65%	78%	42%	88%	42%	89%
東京都	41%	56%	37%	64%	47%	74%	44%	80%
愛知県	40%	69%	39%	77%	36%	84%	21%	83%
京都府	44%	82%	63%	78%	51%	85%	50%	87%
大阪府	37%	82%	35%	83%	35%	90%	38%	86%
兵庫県	35%	86%	37%	88%	38%	90%	44%	91%
岡山県	29%	89%	50%	87%	22%	81%	47%	91%
広島県	72%	72%	59%	84%	20%	88%	32%	90%
福岡県	39%	76%	39%	84%	21%	88%	36%	93%
沖縄県	33%	42%	48%	59%	28%	60%	26%	59%
全国	42%	67%	41%	73%	37%	79%	39%	84%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体や判定不能であった実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。※4 自治体と民間検査機関（国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの）を合算して算出。

B.1.617系統の変異株（デルタ株等）の監視体制の強化（案）

B.1.617系統の変異株（デルタ株等）の国内の状況

対応策

<ul style="list-style-type: none"> 海外とのつながりがない事例を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 感染研のゲノム解析の体制を強化し、全国の過去2週間前までの検体をゲノム解析して国内の監視体制を実施。自治体でのゲノム解析体制を整備。 N501Y変異株PCR検査は国委託の民間検査機関で引き続き実施。新規感染者数や陽性率が高い地域では抽出率は自治体判断とする運用（40%は必須としない） 感染研でL452R変異株PCR検査（プロトコール）を開発、地方衛生研究所へ配布（5/21） 国委託の民間検査機関でL452R変異株PCR検査を試行的に実施 <p>（L452R変異株PCR検査の技術が確立され次第）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国委託の民間検査機関でL452R変異株PCR検査を開始 ⇒5/28～、一部の民間検査機関で開始。平行して技術的課題に対応。 自治体にもL452R変異株PCR検査の実施を依頼。国実施分と合わせて40%を目標。N501Y変異株PCR検査は国委託の民間検査機関で継続して実施（自治体には必須としない）。
<ul style="list-style-type: none"> 海外とのつながりがない複数のクラスター事例を継続的に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 全国5-10%の検体の感染研・自治体のゲノム解析を継続 国委託の民間検査機関・自治体でL452R変異株PCR検査を継続（40%を目標） （L452R変異の探知をターゲットとし、N501Y変異株PCR検査は国委託の民間検査機関では実施しない。）
<ul style="list-style-type: none"> B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）から置き換わったと推定 L452Rを検出する必要性が低い状況 	<ul style="list-style-type: none"> 全国5-10%の検体の感染研・自治体のゲノム解析を継続 国委託の民間検査機関でL452R変異株PCR検査を継続 新規感染者数や陽性率が高い地域では、抽出率を自治体判断とする運用（40%は必須としない）

L452R変異株PCR検査の試行的な実施状況（民間検査機関）速報

- 国委託の民間検査機関において、検査の精度を確認するため、L452R変異株PCR検査を試行的に実施した。
- 一部の都道府県のN501Y変異株PCR検査が陰性だった検体に対して、L452R変異株PCR検査を実施している。一部検体を対象に実施したものであり、この結果をもって、B.1.617系統の変異株（デルタ株等）の地域の感染状況を評価することは困難。

【民間検査機関①の結果】

都道府県 5月28日分	実施数 (a+b)	陰性数 (a)	陽性数 (b)
岩手県	2	2	0
茨城県	1	1	0
群馬県	11	4	7
埼玉県	4	4	0
千葉県	4	3	1
東京都	25	21	4
神奈川県	7	7	0
愛知県	11	8	3
兵庫県	1	1	0
島根県	1	1	0
広島県	1	1	0
合計	68	53	15

【民間検査機関②の結果】

都道府県 5月28日、29 日分	実施数 (a+b+c)	陰性数 (a)	陽性数 (b)	判定不能 (c)
青森県	1	1	0	0
群馬県	1	1	0	0
埼玉県	7	5	2	0
千葉県	3	3	0	0
東京都	21	17	1	3
愛知県	2	2	0	0
兵庫県	1	1	0	0
合計	36	30	3	3

新型コロナウイルス ゲノム解析の体制整備について

都道府県等におけるゲノム解析の体制整備について

- 新型コロナウイルスに関するウイルスサーベイランスのゲノム解析について、体制整備を行っている。
- 具体的には、国立感染症研究所からゲノム解析の民間検査会社への外部委託、全国の地方衛生研究所への技術移転、大学等での実施を進めている。
 - ※ 現在、13の都道府県等の地方衛生研究所においてゲノム解析が可能。（北海道、札幌市、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、名古屋市、兵庫県、神戸市、福岡県、熊本県）
- さらに、多くの都道府県等で実施可能となるよう国立感染症研究所からのゲノム機器の22の地方衛生研究所への無償供与を行い、技術移転を実施中。
 - ※ 青森県、岩手県、仙台市、山形県、新潟県、宇都宮市、埼玉県、千葉県、石川県、静岡市、福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

都道府県と大学等との連携について

- 京都市では、大学と連携してゲノム解析を実施中。また、5月12日時点、自治体への聞き取り調査では、栃木、静岡、鳥取、柏市は、大学等と委託契約済みであり、宮城、神奈川、山梨、大阪、広島、佐賀、熊本、大分、沖縄の自治体において、大学との連携を検討中。
- 今後、都道府県等におけるゲノム解析実施キャパシティを充実するため、引き続き大学等との連携を促していく。

(参考) 都道府県等におけるゲノム解析費用については、感染症法に基づき、都道府県等が支弁した費用の2分の1を国が負担することとされている（感染症予防事業費等負担金）。2分の1の都道府県等の負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定対象となっている。

	4/26-5/2														5/3-5/9														5/10-5/16														5/17-5/23													
	① 新規感 染者数	② 変異株 PCR検 査実施 件数(㉗ +㉘)	㉗ 自治体 実施件 数	④ 民間検 査機関 実施件 数	㉗/④ 自治体 実施率	④/① 民間検 査機関 実施率	③ 変異株 PCR検 査陽性 者(㉙+ ㉚)	㉙ 自治体 陽性者	㉚ 民間検 査機関 陽性者	㉙/㉚ 自治体 陽性率	㉚/㉙ 民間検 査機関 陽性率	②/① 変異株 PCR検 査実施 率	③/② 変異株 PCR検 査陽性 率	① 新規感 染者数	② 変異株 PCR検 査実施 件数(㉗ +㉘)	㉗ 自治体 実施件 数	④ 民間検 査機関 実施件 数	㉗/④ 自治体 実施率	④/① 民間検 査機関 実施率	③ 変異株 PCR検 査陽性 者(㉙+ ㉚)	㉙ 自治体 陽性者	㉚ 民間検 査機関 陽性者	㉙/㉚ 自治体 陽性率	㉚/㉙ 民間検 査機関 陽性率	②/① 変異株 PCR検 査実施 率	③/② 変異株 PCR検 査陽性 率	① 新規感 染者数	② 変異株 PCR検 査実施 件数(㉗ +㉘)	㉗ 自治体 実施件 数	④ 民間検 査機関 実施件 数	㉗/④ 自治体 実施率	④/① 民間検 査機関 実施率	③ 変異株 PCR検 査陽性 者(㉙+ ㉚)	㉙ 自治体 陽性者	㉚ 民間検 査機関 陽性者	㉙/㉚ 自治体 陽性率	㉚/㉙ 民間検 査機関 陽性率	②/① 変異株 PCR検 査実施 率	③/② 変異株 PCR検 査陽性 率																	
北海道	1,406	914	508	406	36	29	714	386	328	76	81	65	78	2,005	851	569	282	28	14	747	489	258	86	91	42	88	3,721	1,547	319	1,228	9	33	1,376	243	1,133	76	92	42	89	4,180	1,982	427	1,555	10	37	1,780	358	1,422	84	91	47	90				
青森県	138	34	2	32	1	23	2	0	2	0	6	25	6	161	32	12	20	7	12	2	0	2	0	10	20	6	171	56	24	32	14	19	10	2	8	8	25	33	18	206	96	55	41	27	20	20	16	4	29	10	47	21				
岩手県	122	24	24	0	20	0	0	0	0	0	-	20	0	121	10	9	1	shuu	1	0	0	0	0	0	0	8	0	132	56	53	3	40	2	10	10	0	19	0	42	18	120	26	23	3	19	3	11	10	1	43	33	22	42			
宮城県	217	67	55	12	25	6	23	17	6	31	50	31	34	221	42	27	15	12	7	20	12	8	44	53	19	48	214	92	81	11	38	5	69	61	8	75	73	43	75	176	62	49	13	28	7	54	46	8	94	62	35	87				
秋田県	78	71	66	5	85	6	8	8	0	12	0	91	11	104	81	80	1	77	1	30	30	0	38	0	78	37	92	51	42	9	46	10	9	7	2	17	22	55	18	53	51	49	2	92	4	9	8	1	16	50	96	18				
山形県	89	61	40	21	45	24	30	12	18	30	86	69	49	69	49	21	28	30	41	29	6	23	29	82	71	59	116	70	62	8	53	7	53	49	4	79	50	60	76	167	33	18	15	11	9	27	15	12	83	80	20	82				
福島県	266	71	59	12	22	5	19	14	5	24	42	27	27	396	88	63	25	16	6	53	33	20	52	80	22	60	385	104	78	26	20	7	69	46	23	59	88	27	66	201	116	66	50	33	25	83	51	32	77	64	58	72				
茨城県	384	241	195	46	51	12	90	72	18	37	39	63	37	296	127	85	42	29	14	49	26	23	31	55	43	39	448	232	179	53	40	12	139	102	37	57	70	52	60	387	252	181	71	47	18	159	121	38	67	54	65	63				
栃木県	176	125	95	30	54	17	47	42	5	44	17	71	38	199	126	110	16	55	8	63	60	3	55	19	63	50	245	182	164	18	67	7	103	93	10	57	56	74	57	236	203	166	37	70	16	155	133	22	80	59	86	76				
群馬県	451	140	41	99	9	22	41	17	24	41	24	31	29	530	211	23	188	4	35	98	15	83	65	44	40	40	499	196	45	151	9	30	127	31	96	69	64	39	65	379	220	81	139	21	37	145	63	82	78	59	58	66				
埼玉県	1,444	629	116	513	8	36	377	80	297	69	58	44	60	1,529	700	72	628	5	41	499	60	439	83	70	46	71	1,701	760	171	589	10	35	601	133	468	78	79	45	79	1,269	816	75	741	6	58	634	69	565	92	76	64	78				
千葉県	984	330	155	175	16	18	189	91	98	59	56	34	57	917	372	182	190	20	21	269	137	132	75	69	41	72	1,087	376	178	198	16	18	291	126	165	71	83	35	77	841	334	129	205	15	24	264	106	158	82	77	40	79				
東京都	5,832	2,166	220	1,946	4	33	1,380	152	1,228	69	63	37	64	5,589	2,614	122	2,492	2	45	1,922	75	1,847	61	74	47	74	5,645	2,509	105	2,404	2	43	2,008	70	1,938	67	81	44	80	4,546	2,376	92	2,284	2	50	1,994	71	1,923	77	84	52	84				
神奈川県	1,646	409	99	310	6	19	215	30	185	30	60	25	53	1,683	430	59	371	4	22	286	39	247	66	67	26	67	2,134	577	146	431	7	20	450	112	338	77	78	27	78	1,886	757	174	583	9	31	609	135	474	78	81	40	80				
新潟県	161	136	132	4	82	2	44	42	2	32	50	84	32	231	151	145	6	63	3	101	97	4	67	67	65	67	282	185	179	6	63	2	139	136	3	76	50	66	75	198	139	134	5	68	3	119	114	5	85	100	70	86				
富山県	96	112	109	3	114	3	61	59	2	54	67	117	54	58	53	52	1	90	2	40	39	1	75	100	91	75	102	76	76	0	75	0	59	59	0	78	-	75	78	230	136	132	4	57	2	110	107	3	81	75	59	81				
石川県	194	32	29	3	15	2	29	27	2	93	67	16	91	306	129	127	2	42	1	98	96	2	76	100	42	76	367	123	111	12	30	3	109	99	10	89	83	34	89	239	147	139	8	58	3	121	113	8	81	100	62	82				
福井県	49	68	56	12	114	24	66	55	11	98	92	139	97	56	45	35	10	63	18	42	35	7	100	70	80	93	35	43	34	9	97	26	40	31	9	91	100	123	93	32	45	39	6	122	19	44	39	5	100	83	141	98				
山梨県	101	68	68	0	67	0	54	54	0	79	-	67	79	75	44	43	1	57	1	34	34	0	79	0	59	77	89	59	59	0	66	0	52	52	0	88	-	66	88	72	40	35	5	49	7	36	31	5	89	100	56	90				
長野県	184	152	127	25	69	14	79	72	7	57	28	83	52	195	110	85	25	44	13	64	57	7	67	28	56	58	237	181	156	25	66	11	146	129	17	83	68	76	81	270	225	178	47	66	17	187	156	31	88	66	83	83				
岐阜県	397	74	51	23	13	6	63	47	16	92	70	19	85	603	42	23	19	4	3	37	20	17	87	89	7	88	926	52	7	45	1	5	41	7	34	100	76	6	79	683	139	7	132	1	19	111	6	105	86	80	20	80				
静岡県	228	121	93	28	41	12	87	71	16	76	57	53	72	289	112	86	26	30	9	93	73	20	85	77	39	83	636	289	231	58	36	9	258	201	57	87	98	45	89	470	307	199	108	42	23	277	180	97	90	90	65	90				
愛知県	2,233	870	478	392	21	18	672	376	296	79	76	39	77	2,528	913	574	339	23	13	770	494	276	86	81	36	84	4,023	836	364	472	9	12	697	310	387	85	82	21	83	3,844	1,569	849	720	22	19	1,389	758	631	89	88	41	89				
三重県	337	221	194	27	58	8	177	160	17	82	63	66	80	283	175	158	17	56	6	153	140	13	89	76	62	87	315	226	196	30	62	10	186	164	22	84	73	72	82	246	174	150	24	61	10	155	138	17	92	71	71	89				
滋賀県	297	124	54	70	18	24	101	48	53	89	76	42	81	345	106	58	48	17	14	95	52	43	90	90	31	90	346	116	52	64	15	18	103	47	56	90	88	34	89	286	116	56	60	20	21	98	54	44	96	73	41	84				
京都府	955	597	196	401	21	42	465	154	311	79	78	63	78	882	449</																																									

インドで初めて確認された変異株 B. 1. 617 指定国・地域について
(要旨)

令和3年6月1日

1. 以下の6か国を「変異株 B. 1. 617 指定国・地域」に指定し、これらの国に対して、追加的に、水際強化措置を取ることとします。

(1) アフガニスタン

(2) ベトナム

(3) マレーシア

(4) タイ

(5) 米国 (アイオワ州、アイダホ州、アリゾナ州、オクラホマ州、オレゴン州、カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、デラウェア州、ニューヨーク州、ネバダ州、ネブラスカ州、メイン州、モンタナ州、ロードアイランド州)

(6) ドイツ

2. アフガニスタンからのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所 (検疫所が確保する宿泊施設に限る) で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。また、アフガニスタンからの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとなります。

3. ベトナム及びマレーシアからのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所 (検疫所が確保する宿泊施設に限る) で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

4. タイ、米国 (上記に指定する州に限る) 及びドイツからのすべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所 (検疫所が確保する宿泊施設に限る) で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。(注)

(注) ドイツは変異株流行国・地域として、すでに上記3. と同様の水際強化措置の対象。

変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（14）」（令和3年5月25日）（以下「措置（14）」という。）及び「水際対策強化に係る新たな措置（13）」（令和3年5月18日）（以下「措置（13）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置（13）の1に基づく措置の対象国・地域（下記2、3及び4の国・地域を除く）

国・地域	指定日	1に基づく措置の 実施開始日時(日本時間)
アイルランド、オランダ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ポーランド、ヨルダン	令和3年5月18日	令和3年5月21日午前0時
英国、カザフスタン、チュニジア、デンマーク	令和3年5月25日	令和3年5月28日午前0時
タイ、 <u>米国(アイオワ州、アイダホ州、アリゾナ州、オクラホマ州、オレゴン州、カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、デラウェア州、ニューヨーク州、ネバダ州、ネブラスカ州、メイン州、モンタナ州、ロードアイラ</u>	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時

ンド州)、ドイツ		
----------	--	--

2. 措置（13）の1及び2前段に基づく措置の対象国・地域（下記3及び4の国・地域を除く）

国・地域	指定日	1及び2の前段に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
<u>ベトナム、マレーシア</u>	<u>令和3年6月1日</u>	<u>令和3年6月4日午前0時</u>

3. 措置（13）の1及び2に基づく措置の対象国・地域（下記4の国・地域を除く）

国・地域	指定日	1及び2の前段に基づく措置の実施開始日時（日本時間）	2の後段に基づく措置の実施開始日時（日本時間）

4. 措置（14）に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	前段に基づく措置の実施開始日時（日本時間）	後段に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、モルディブ	令和3年5月25日	令和3年5月28日午前0時 （上記日時までは、措置（13）の2の前段に基づく措置を実施。）	令和3年5月27日午前0時 （上記日時までは、措置（13）の2の後段に基づく措置を実施。）
<u>アフガニスタン</u>	<u>令和3年6月1日</u>	<u>令和3年6月4日午前0時</u>	<u>令和3年6月3日午前0時</u>

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（13）
（インドで初めて確認された変異株 B.1.617 への対応）

参考

令和3年5月18日

1. インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等待機を求めることとする。
2. 上記1に基づく変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査結果等を総合的に判断の上、当該変異株が流入するリスクがより高いと懸念される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対しては、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等待機を求めることとする。
このうち、特に高い懸念があると判断された国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。
3. 検疫の適切な実施を確保するため、変異株 B.1.617 指定国・地域から本邦に到着する航空便の搭乗者数を抑制し、帰国を希望する邦人が帰国できることを確保しつつ、入国者数を管理する。
4. 日本への再入国又は帰国を前提とした、変異株 B.1.617 指定国・地域への短期渡航について、当分の間、中止するよう強く要請する。

（注1）上記1及び2に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（8）」（令和3年2月2日）による変異株流行国・地域への措置は継続する。変異株流行国・地域及び変異株（B.1.617）指定国・地域の双方に指定された国・地域からの入国者及び帰国者に対しては、双方の措置のうち、より厳しい措置のみを実施する。また、双方の措置が同じ場合は、一方の措置を実施する。

（注2）上記2に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（11）」（令和3年5月7日）は令和3年5月21日午前0時に、「水際対策強化に係る新たな措置（12）」（令和3年5月12日）は令和3年5月20日午前0時に、それぞれ廃止する。

（注3）変異株（B.1.617）指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

（注4）上記1及び2に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に変異株（B.1.617）指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注5）上記1及び2の前段に基づく措置は、令和3年5月21日午前0時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の3日後の日の午前0時から実施する。また、上記2の後段に基づく措置は、令和3年5月20日午前0時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の2日後の日の午前0時から実施する。なお、上記2後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。

（注6）上記2の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・

地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない（インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は、令和3年5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする）。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

（注7）上記2の後段に基づく措置は、指定日の2日後の午前0時（日本時間）前に当該措置対象国・地域（インド、パキスタン及びネパールを除く。）を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

（以上）

令和３年５月２５日

インドで初めて確認された変異株 B. 1. 617 指定国・地域のうち、本措置に基づいて別途指定する一部の国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、追加的な強化措置として、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での 10 日間の待機を求める。その上で、入国後 3 日目、6 日目及び 10 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅待機を求めることとする。

また、これらの当該一部の国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

- (注 1) 上記に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和３年５月 18 日）による変異株 B. 1. 617 指定国・地域への措置及び、「水際対策強化に係る新たな措置（８）」（令和３年 2 月 2 日）による変異株流行国・地域への措置は継続する。
- (注 2) 上記に基づく変異株 B. 1. 617 指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和３年 5 月 18 日）の別添の書式は廃止する。
- (注 3) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく一部の変異株 B. 1. 617 指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注 4) 上記の前段に基づく措置は、令和 3 年 5 月 28 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。また、上記の後段に基づく措置は、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブから再入国する在留資格保持者に対しては、令和 3 年 5 月 27 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和 3 年 5 月 18 日）の 2 の後段に基づく措置を継続し、今後指定された国・地域については、指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。なお、上記後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。
- (注 5) 上記の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の 2 日後以降に出国した者については、この限りではない（インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は令和 3 年 5 月 13 日までに、バングラデシュ及びモルディブから再入国する場合は令和 3 年 5 月 19 日までに、スリランカから再入国する場合は令和 3 年 5 月 20 日までに、それぞれ再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする。）。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。
- (注 6) 上記の後段に基づく措置は、指定日の 2 日後の午前 0 時（日本時間）前に当該措置対象国・地域（インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブを除く。）を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

(以上)

新型コロナウイルス変異株流行国・地域の指定の解除について

令和3年6月1日

1. 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」については、現在 33 か国・地域（※）が指定されているところですが、今般、下記の 2 か国について、指定を解除することとします。

（1）イスラエル

（2）スロバキア

（※）33 か国・地域

アイルランド、アメリカ（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、インド、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カナダ（オンタリオ州）、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、ペルー、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

2. なお、上記 2 か国からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただいた上で陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくこととしておりましたが、令和 3 年 6 月 4 日午前 0 時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後 3 日目の検査を求めないこととし、入国後 14 日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

以上

令和3年2月2日
令和3年6月1日最終改正

変異株流行国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（8）」（令和3年2月2日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

国・地域	指定日	3.（2）に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
アイルランド、英国、ブラジル（アマゾナス州）、南アフリカ共和国	令和3年2月2日	令和3年2月5日午前0時
アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル（アマゾナス州を除く）、フランス、ベルギー	令和3年3月2日	令和3年3月5日午前0時
エストニア、チェコ、パキスタン、ハンガリー、ポーランド、ルクセンブルク、レバノン	令和3年3月17日	令和3年3月20日午前0時
ウクライナ、フィリピン	令和3年3月26日	令和3年3月29日午前0時
カナダ（オンタリオ州）、ス	令和3年4月6日	令和3年4月9日午前0時

ペイン、フィンランド		
アメリカ（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）、インド、ペルー	令和3年4月28日	令和3年5月1日午前0時
ネパール	令和3年5月12日	令和3年5月15日午前0時

※ イスラエルについては令和3年2月2日付け、スロバキアについては令和3年3月2日付けで変異株流行国・地域に指定していたところ、この指定を解除することとし、令和3年6月4日午前0時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待機、入国後3日目の検査を求めないこととする。

水際対策強化に係る新たな措置（８）

令和３年２月２日

1. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置」（第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 6 月 18 日）資料 2）及び「国際的な人の往来の再開等（第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 7 月 22 日）資料 3）」に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、双方の取り決めに基づき、例外的に入国を認め（レジデンストラック）、14 日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形で行動制限を一部緩和（ビジネストラック）し、並びに、「国際的な人の往来の再開」（第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 9 月 25 日）資料 4 の 1（2））に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可してきたところであるが、引き続き、当分の間、これらの仕組みによる新型コロナウイルス変異株流行国・地域（以下「変異株流行国・地域」という）からの新規入国を拒否する。

2. 変異株流行国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 44 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 10 月 30 日）資料 5 の 1）に基づき、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の 14 日間待機緩和を認めてきたところであるが、引き続き、当分の間、この仕組みによる変異株流行国・地域からの帰国者及び再入国者については 14 日間待機緩和を認めない。

3. 検疫の強化

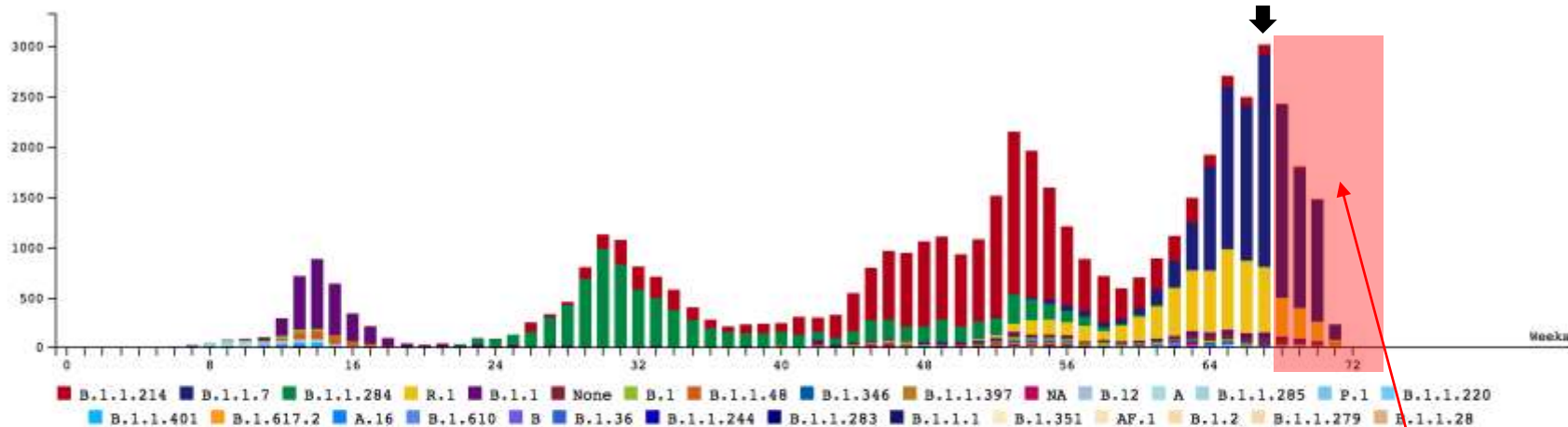
- (1) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、引き続き、当分の間、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。
- (2) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。なお、検査証明を帰国時に提出できない日本人については、帰国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。

- (注1) 上記1～3に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置」(令和2年12月23日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(2)」(令和2年12月25日)は、廃止する。
- (注2) 変異株流行国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。
- (注3) 上記1～3に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に変異株流行国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注4) 上記3(2)に基づく措置は、令和3年2月5日午前0時(日本時間)から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の3日後の日の午前0時から実施する。

(以上)

国内 新型コロナゲノムの PANGO lineage 変遷（2021/05/27 現在）

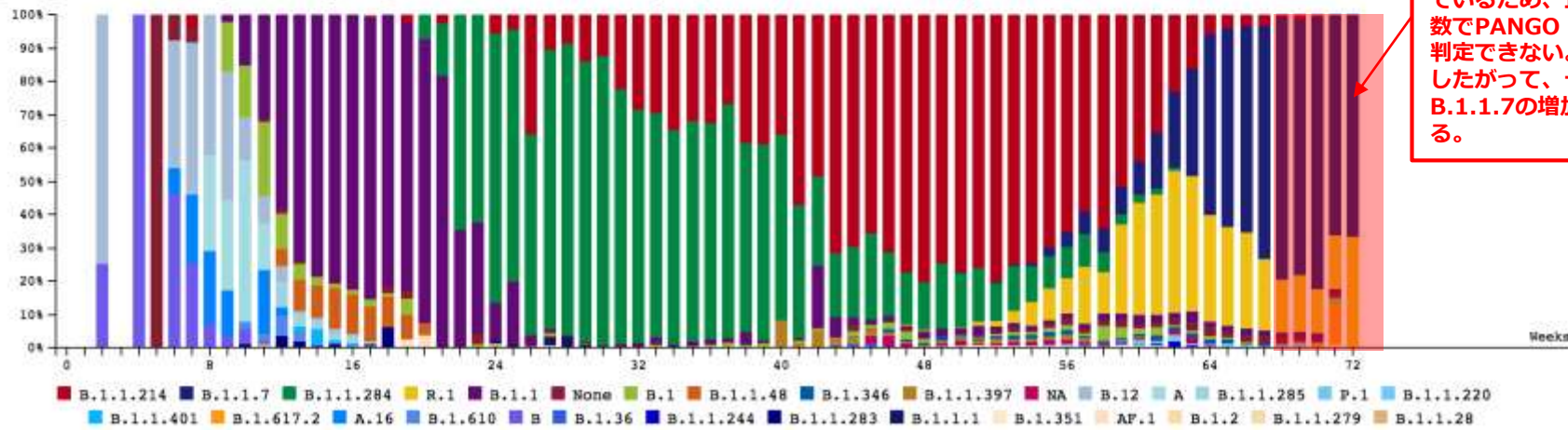
[Only Domestic] Weekly Top 30 Graph (count each week)



67	
B.1.1.214	103
B.1.1.7	2111
B.1.1.284	7
R.1	648
B.1.1	49
None	75
B.1	2
B.1.1.48	0
B.1.346	10
B.1.1.397	0
NA	0
B.12	0
A	0
B.1.1.285	0
P.1	1
B.1.1.220	14
B.1.1.401	0
B.1.617.2	0
A.16	0
B.1.610	0
B	0
B.1.1.244	0
B.1.1.283	0
B.1.1.1	0
B.1.351	0

注意!
501Y PCR陽性検体を優先してゲノム解読しているため、正確な母数でPANGO lineage 判定できない。したがって、一見、B.1.1.7の増加に見える。

[Only Domestic] Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)

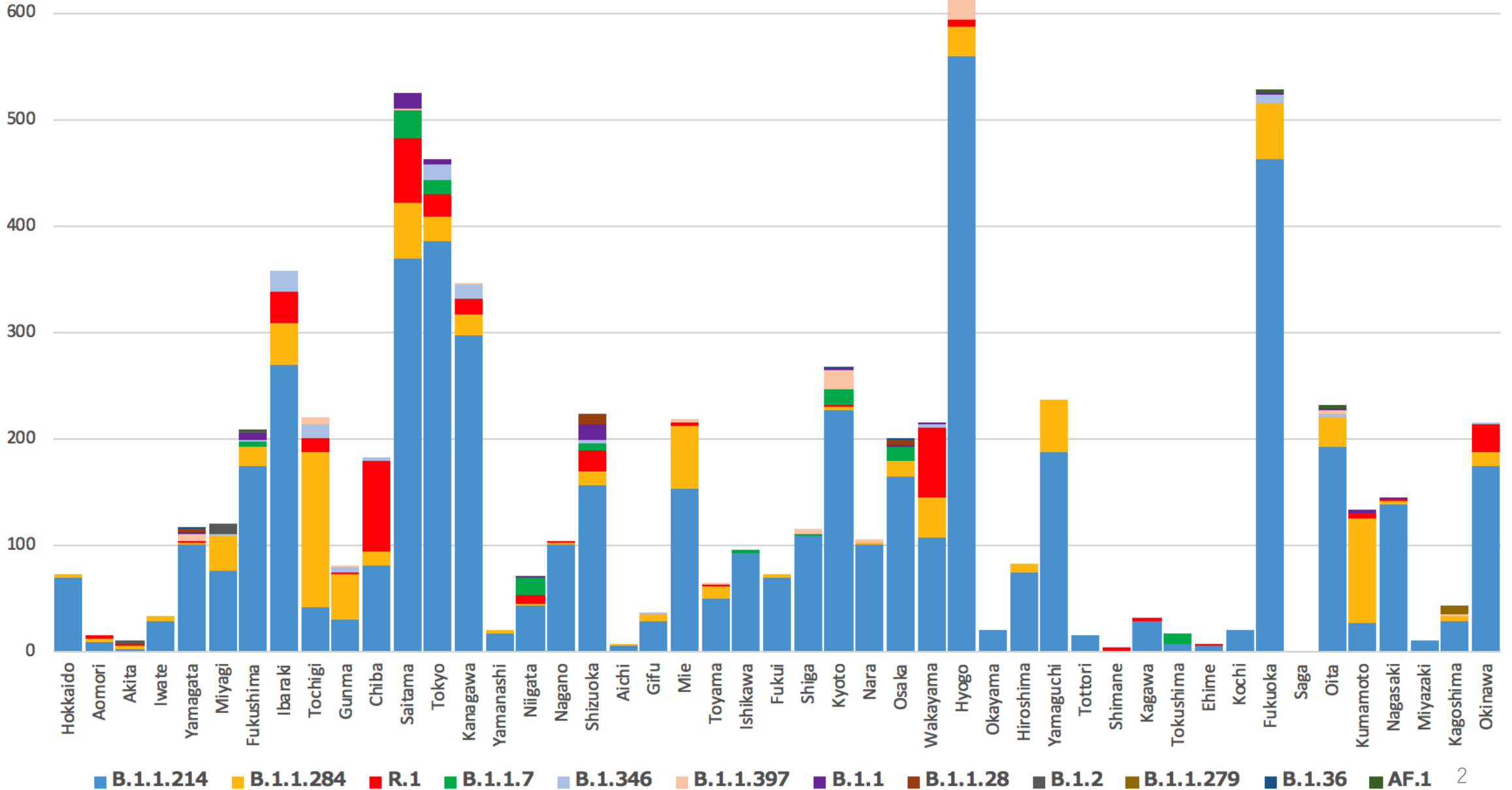


※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

都道府県別の新型コロナウイルスの PANGO lineage 変遷 2021年1~4月 (2021/05/27 現在)

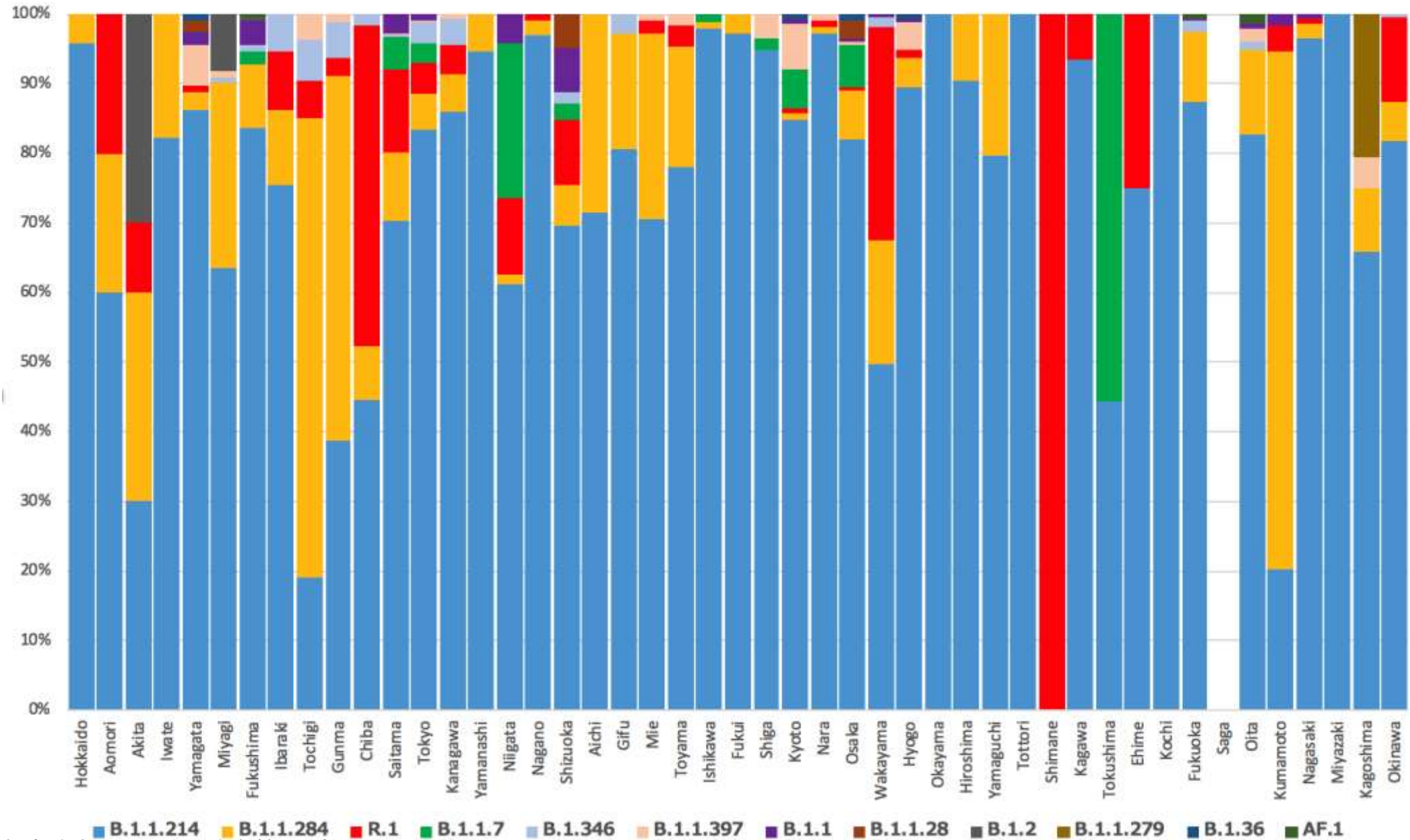
2021年1月 (国立感染症研究所)

5月以降のデータは無作為抽出ではないため評価できない。



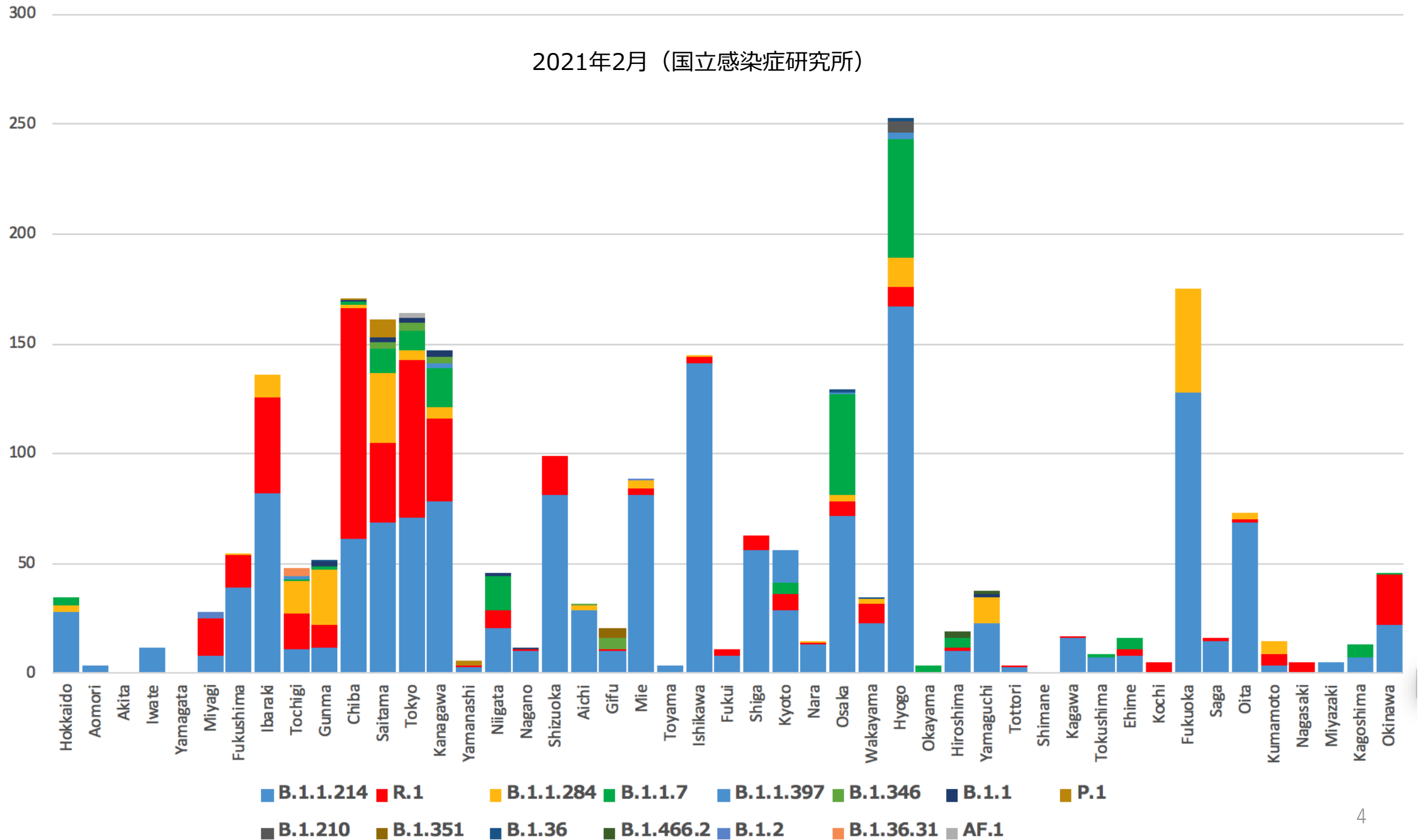
※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

2021年1月（国立感染症研究所）



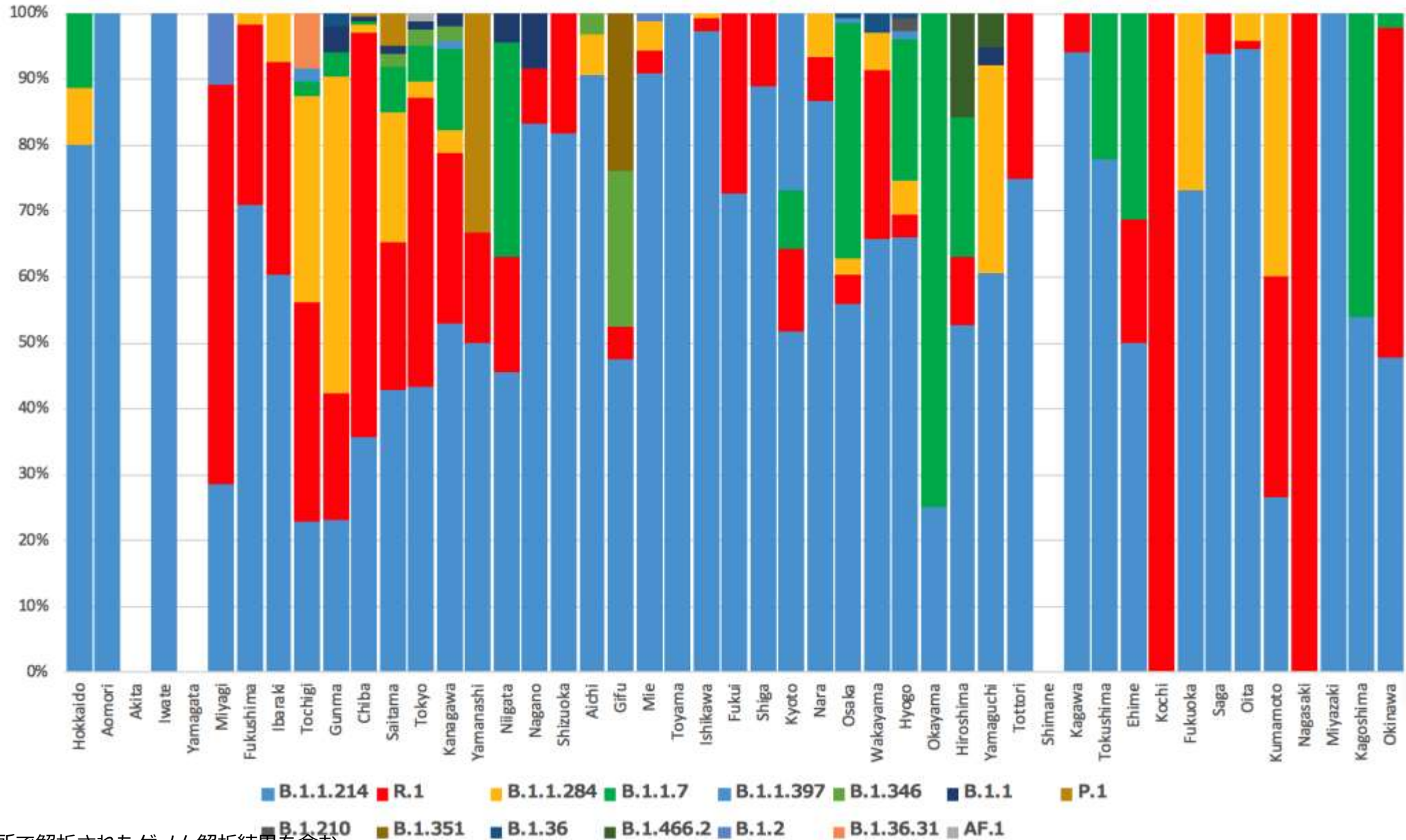
※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

2021年2月（国立感染症研究所）



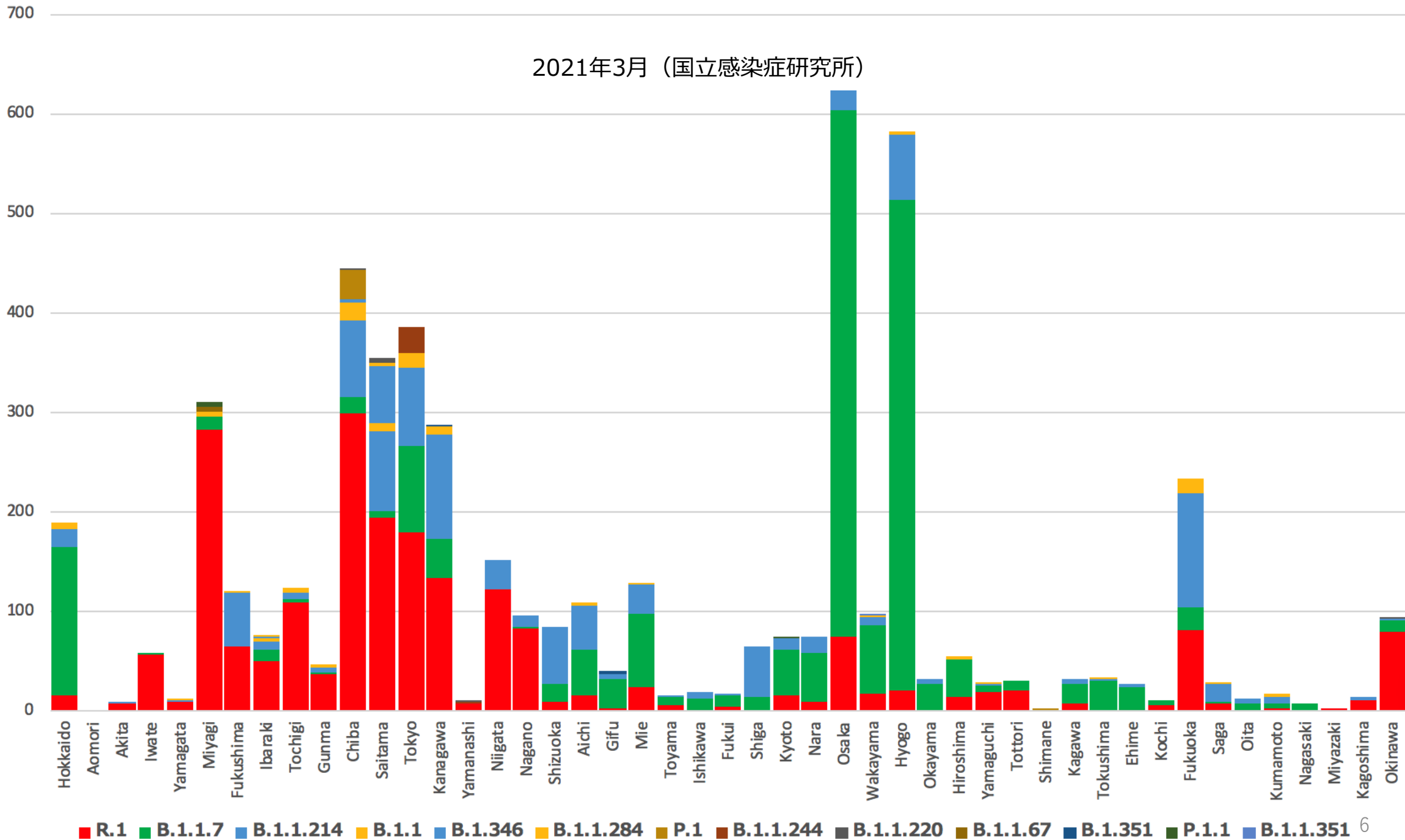
※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

2021年2月（国立感染症研究所）



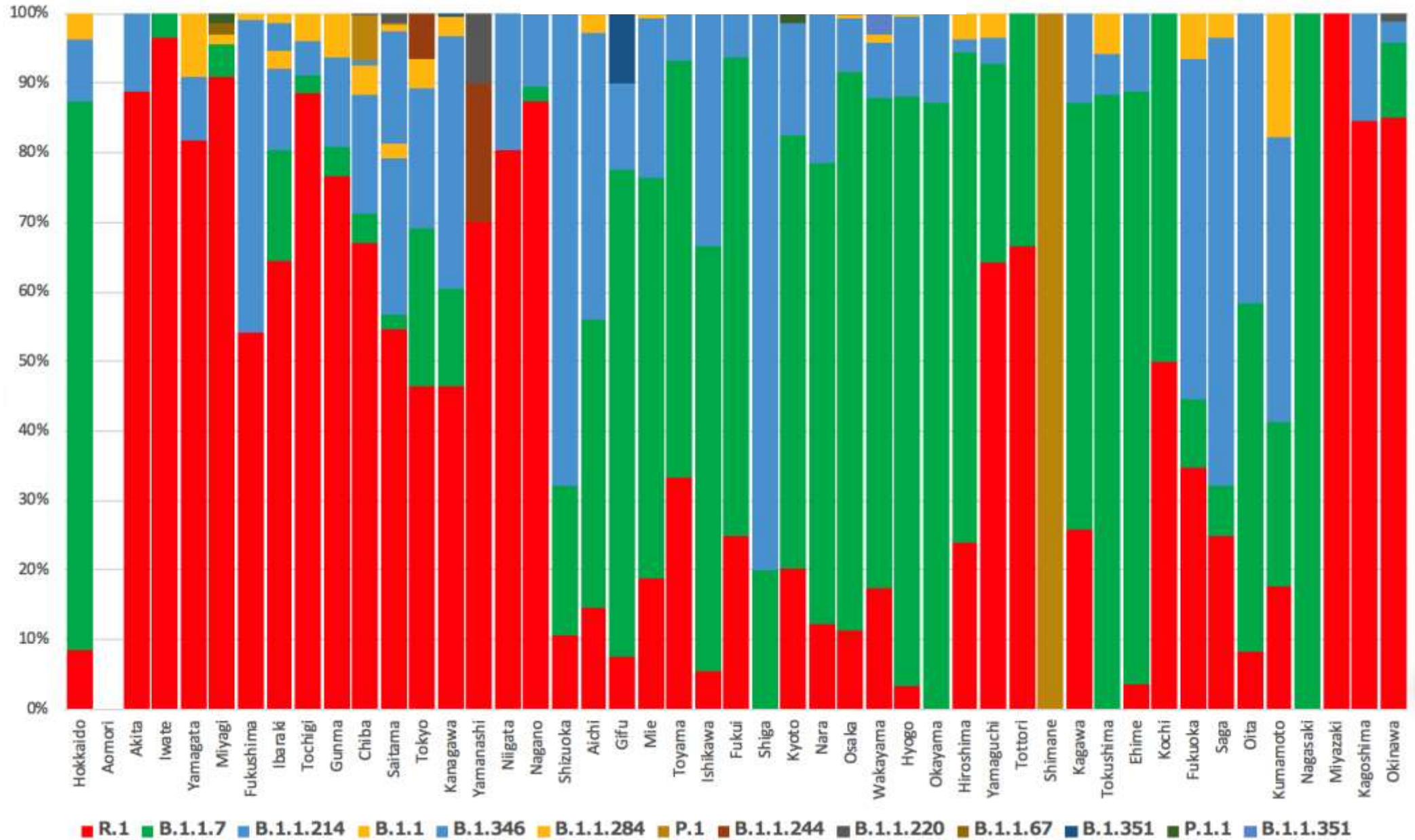
※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

2021年3月（国立感染症研究所）



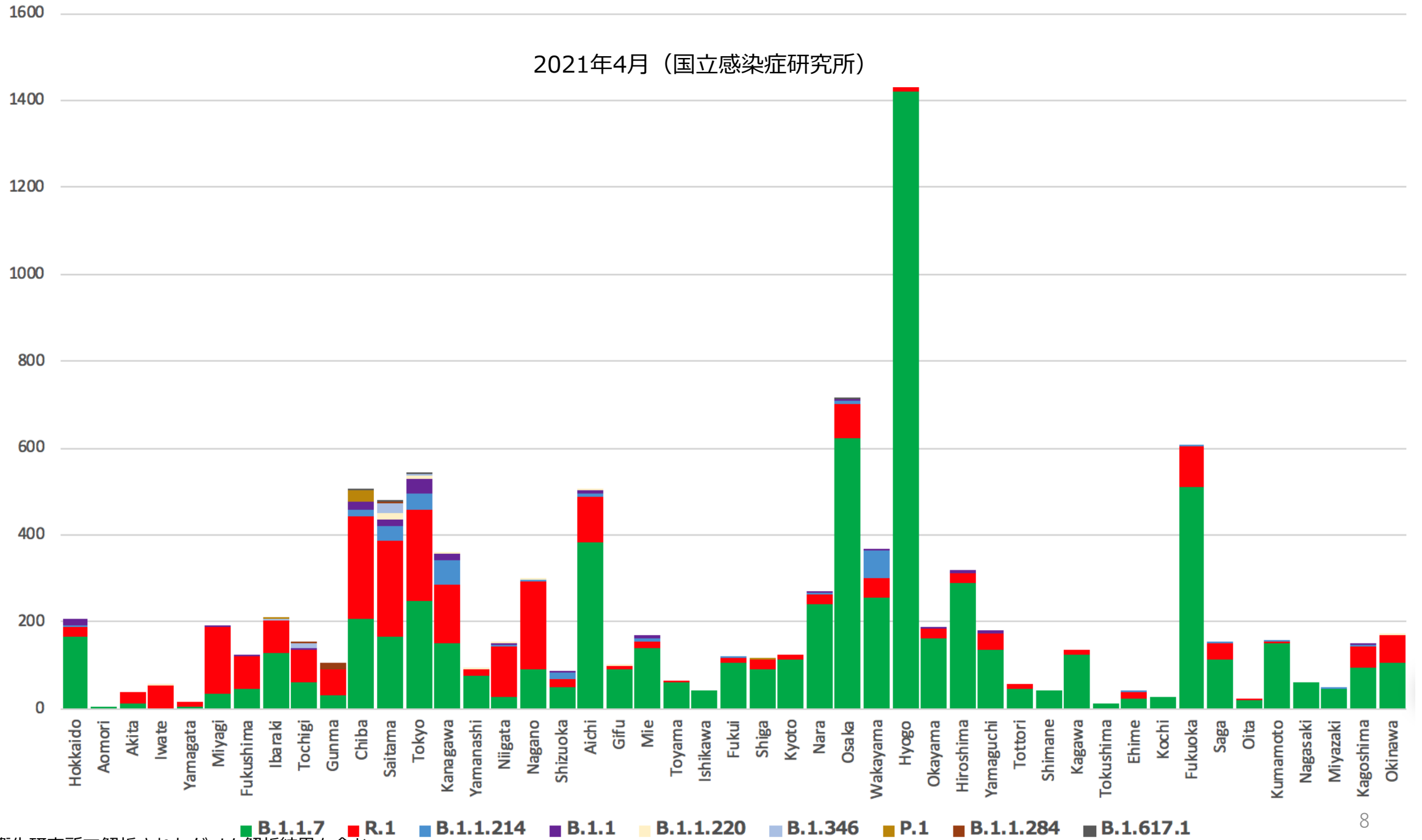
※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

2021年3月（国立感染症研究所）



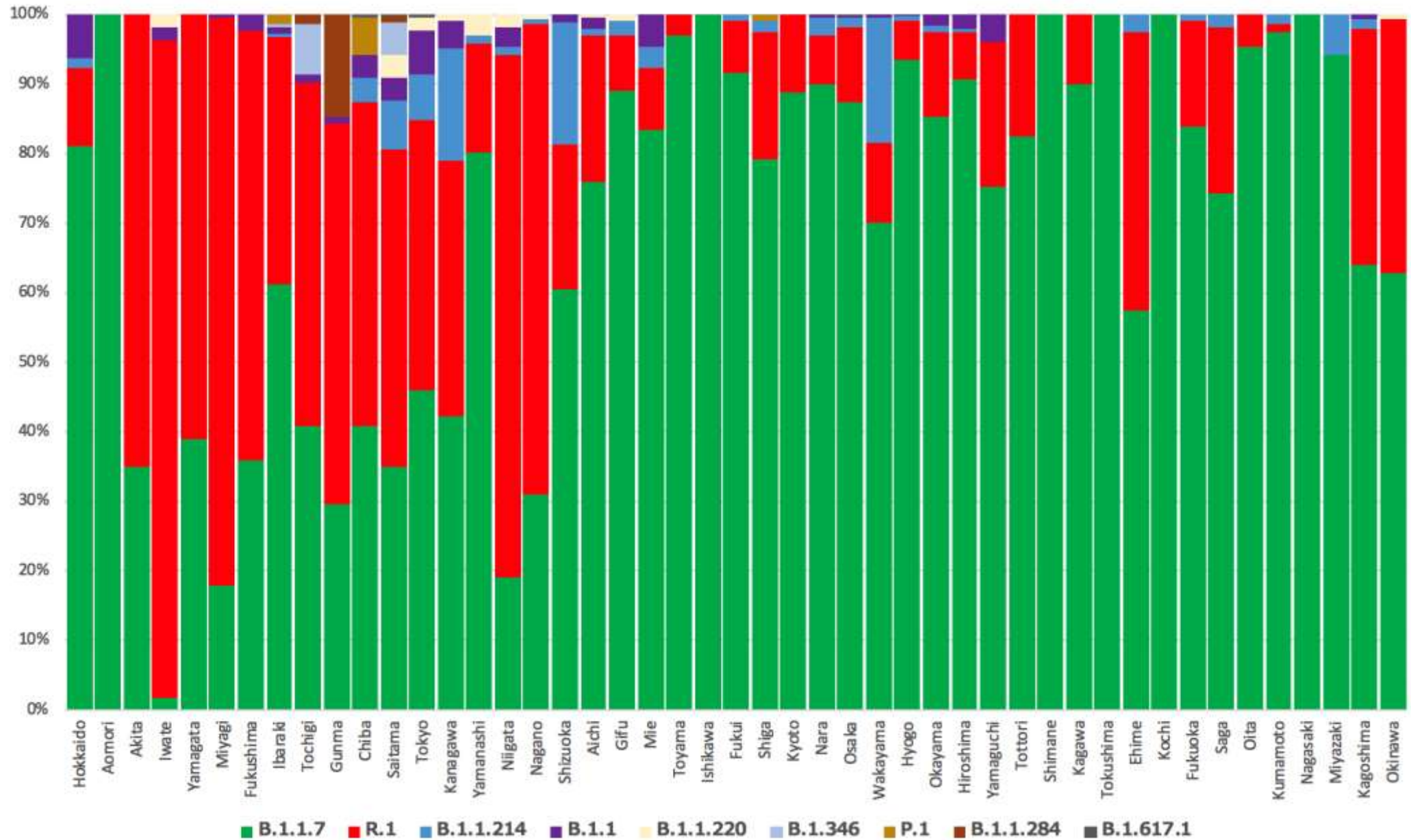
※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

2021年4月（国立感染症研究所）



※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

2021年4月（国立感染症研究所）



※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む

都道府県別の新型コロナゲノムの確定率（NIID/自治体/外部機関）（2021/05/27 現在）

2021/5/27				
都道府県	NIIDゲノム解析数 (民間提供分含む)	地衛研独自ゲノム 解析数	GISAID外部 登録件数	Total 総数
北海道	1,182	506	1	1,689
青森県	71	0	0	71
岩手県	330	0	0	330
宮城県	1,278	0	0	1,278
秋田県	123	0	0	123
山形県	151	0	0	151
福島県	821	17	0	838
茨城県	510	797	0	1,307
栃木県	1,158	0	4	1,162
群馬県	558	175	0	733
埼玉県	3,236	145	2	3,383
千葉県	1,936	0	5	1,941
東京都	2,703	0	480	3,183
神奈川県	2,353	57	5	2,415
新潟県	647	0	2	649
富山県	433	22	0	455
石川県	860	0	2	862
福井県	526	0	0	526
山梨県	218	0	33	251
長野県	831	0	0	831
岐阜県	279	0	0	279
静岡県	719	0	0	719
愛知県	765	0	118	883
三重県	980	0	0	980

滋賀県	641	0	0	641
京都府	1,245	0	6	1,251
大阪府	2,435	0	3	2,438
兵庫県	2,526	3,408	0	5,934
奈良県	763	0	2	765
和歌山県	988	0	0	988
鳥取県	164	38	0	202
島根県	104	20	0	124
岡山県	382	0	0	382
広島県	904	11	8	923
山口県	786	0	0	786
徳島県	143	0	0	143
香川県	293	0	0	293
愛媛県	177	0	4	181
高知県	233	0	0	233
福岡県	2,623	1,027	1	3,651
佐賀県	407	0	0	407
長崎県	377	0	14	391
熊本県	735	2	0	737
大分県	787	0	0	787
宮崎県	254	0	0	254
鹿児島県	669	40	0	709
沖縄県	1,369	0	4	1,373
空港・港湾検	1,279	0	0	1,279
他	415	0	305	720